

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受理番号	1722～1730	受理年月日	令和6年3月14日
件名	敬老乗車証制度の交付基準の見直し		
要旨	<p>京都市敬老乗車証制度は1973年に高齢者の生きがい対策として創設され、その目的は、長年にわたり社会に貢献してこられた高齢者に敬老の意を表するとともに、様々な社会活動に参加し、生きがいづくりや介護予防に役立ててもらうため、高齢者の福祉の増進に寄与することとしている。</p> <p>高齢者の生きがいと生活を支え、経済効果もある敬老乗車証について、京都市は2022年10月から制度を改悪した。それは、2021年度基準から本人負担の3倍化（最高4.5倍化）、交付年齢を段階的に75歳に引上げ、総所得700万円以上は不交付という制度そのものを根幹から崩してしまうものである。現に、2022年10月の更新では2万5,000人が申請できない状態となった。2023年10月からの改悪でもっと多くの方が申請できない状態である。</p> <p>今や市民生活はガソリン代や電気代、ガス代、食料品、日用品などの物価高騰に苦しめられており、そのうえ、年金の実質切下げや、働いても賃金も上がらず、社会保障の相次ぐ後退など困難を極め、敬老乗車証制度の改悪は生活困難に拍車を掛けるものであり、到底受け入れることはできない。</p> <p>京都市は赤字を口実に行財政改革計画により市民負担増を強行しているが、発表された決算では77億円の黒字となり、負担を押し付ける口実は破綻している。</p> <p>については、敬老乗車証制度は2021年度基準に戻して、本来の生きがい対策としての制度とすることを願う。</p>		
陳情者			
回付委員会	環境福祉委員会		